

7. 歩道整備指針

7.1. 歩道整備の方針

森林整備の作業に必要な歩道を、常時利用できるよう整備する。

登山道以外の歩道は、当面作業専用の歩道として管理し、一般の登山者に対し標識等を設置して注意喚起する。

7.2. 歩道整備の実行

歩道位地及び線形は、森林管理署の旧歩道跡の復元を基本とする。

新規開設路線は、事前設計の段階で最も合理的な線形を選定して、テープ等で表示する。横断箇所は、山側への切り込みを優先し、上部からの崩れを考慮して深めに切りこむ。盛土の場合は、盛土が崩れないように土留めを行う。なお、栈木で土留めするときは、崩れないように杭等で固定する。

横道は、路面が平坦になるように均す。急斜面では危険な区域にはロープを張る。

路線の傾斜が 30° 以上の場合は、階段を切る。

歩道の維持補修と刈り払いを励行する。刈り払いは片側 1 m 程度を目安に広めに刈る。

必要な個所に案内標識、注意標識を設置する。

歩道整備と維持補修の計画を作成し、各班の受け持ち区域を決める。

7.3. 歩道の規格

歩道の区分ごとに目安となる路線幅の規格を決め、路肩幅を含めて歩道の規格を極力確保する。また、必要に応じて退避すれ違い箇所を取る。

登山道－現路線、幹線道－50cm、支線歩道－40cm、作業路－30cm

7.4. 歩道の区分と路線の名称

(1) 登山道

- ①高尾陣場縦走路－景信山～堂所山 2,500m
- ②ザリクボ登山道－小下沢旧キャンプ場～景信山 1,500m
- ③関場峠縦走路－堂所山～関場峠 1,000m
- ④小下沢林道－小下沢旧キャンプ場～関場峠 3,000m

(2) 幹線歩道

- ①上の横道(1号路)－ザリクボ登山道～小下沢源流歩道 3,500m
- ②下の横道(2号路)－ザリクボ登山道～小下沢林道 1,000m
- ③ザリクボ右岸境界歩道(3号路)－ザリクボ登山道～旧キャンプ場 500m
- ④ザリクボ右岸上の横道(4号路)ザリクボ登山道～右岸境界歩道

⑤ザリクボ右岸下の横道(5号路)ザリクボ登山道～右岸境界歩道 300m

⑥小下沢源流歩道(6号路)－関場峠～高尾陣場縦走路 1,000m

(3)支線歩道

①北景信山歩道(21号路)－上の横道～景信山 700m

②ザリクボ中尾根歩道(22号路)－上の横道～下の横道 300m

③逆沢歩道(23号路)－上の横道～小下沢林道 500m

④造林小屋の沢歩道(24号路)－上の横道～造林小屋 300m

⑤鉄塔敷歩道(25号路)－上の横道～高尾陣場縦走路 400m

⑥西の歩道(26号路)－小下沢源流歩道～小下沢歩道 800m

(4)作業路

植樹地内の作業歩道